

農業委員会へのお問い合わせは

☎32-2159 (直通)

# 農業委員会だより

発行：津山市農業委員会

## 農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します！

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会が新体制へ移行することに伴い、以下のとおり農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	19人	35人（募集区域と定数は表1による）
報酬	月額 35,000円	月額 35,000円
対象	農業に関する職見を有し、農業委員会の職務を適切に行うことができる人	農地などの利用の最適化の推進に熱意と職見を有し、担当地区で活動できる人
任期	平成29年7月20日から平成32年7月19日まで	
業務内容	農地の権利移動に関する許可及び農地転用などの審議、耕作放棄地の解消指導など	担当地区における農地パトロールや農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消など
応募期間	平成29年2月1日（水）から2月28日（火）まで（必着）	
応募方法	農業振興課及び各支所、出張所に備え付けの応募用紙または推薦用紙（市ホームページからダウンロード可）に記入し、持参または郵送する	

※農業委員・推進委員の両方に応募または推薦することは可能ですが、兼務することはできません。

※応募資格など、詳しくは、農業振興課及び各支所、出張所に備え付けの応募要項または市ホームページで確認してください。

表1 農地利用最適化推進委員区域別募集定数

区域名	区域	定数
第1区	東新町・西新町・中之町・勝間田町・林田町・橋本町・上之町・山下・大手町・北町・田町・椿高下・城代町・材木町・伏見町・京町・河原町・塚町・船頭町・小性町・吹屋町・二階町・元魚町・本町2丁目・本町3丁目・新職人町・新魚町・桶屋町・南新座・戸川町・福渡町・美濃町・下紺屋町・鍛冶町・細工町・上紺屋町・坪井町・宮脇町・西今町・鉄砲町・西寺町・茅町・安岡町・新茅町・林田・川崎・野介代・小田中・山北・総社・小原・上河原・北園町・志戸部・勝部・糴保・紫保井・沼・大田・弥生町	3人
第2区	野村・押入・高野山西・高野本郷・上高倉・下高倉東・下高倉西・吉見・綾部・草加部・堀坂・妙原・三浦・櫛・近長（字八ヶ原・丸山及び南丸山の区域を除く。）	6人

第3区	荒神山・種・押淵・大谷・井口・津山口・一方・中島・平福・皿・高尾・福田・二宮・院庄・神戸・戸島・横山・八出・小桁・金屋・昭和町1丁目・昭和町2丁目・南町1丁目	3人
第4区	近長(字八ヶ原・丸山及び南丸山の区域)・河面・福井・田熊・河辺・国分寺・日上・瓜生原・金井・中原・福力・新田・西吉田・池ヶ原・堂尾	3人
第5区	上田邑・下田邑・西田辺・東田辺・一宮・東一宮・山方・上横野・下横野・大篠	3人
第6区	加茂町物見・加茂町河井・加茂町山下・加茂町知和・加茂町青柳・加茂町塔中・加茂町小中原・加茂町齋野谷・加茂町戸賀・加茂町黒木・加茂町倉見・加茂町宇野・加茂町原口・加茂町行重・加茂町櫓井・加茂町百々・加茂町中原・加茂町成安・加茂町下津川・加茂町公郷・加茂町桑原・加茂町小淵・阿波	5人
第7区	新野東・西上・西中・西下・新野山形・日本原・市場・大岩・大吉・奥津川・上村・中村・杉宮・坂上・原・安井・上野田・下野田	6人
第8区	坪井上・坪井下・中北上・宮部上・宮部下・中北下・南方中・一色・神代・久米川南・領家・宮尾・くめ・戸脇・桑下・桑上・福田下・八社・油木下・油木上・油木北・里公文・里公文上	6人

## 農地利用状況調査(農地パトロール)について

農業委員会では、農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消など)のため、管内農地の状況を確認する農地パトロールを毎年実施しています。

また、パトロールの結果、適切に管理されていないと見込まれた農地の所有者や耕作者の方には、今後の農地利用についての意向調査を実施することとなります。

なお、調査にあたり、農地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 農地の利用意向調査について

農地パトロールの結果、適切に管理されていないと見込まれた農地の所有者や耕作者の方には、農地法第32条の規定に基づき、今後の農地利用についての意向調査を実施することとなりますが、次の場合には、農地中間管理機構と協議するよう勧告を行うこととなります(但し、用途地域内の農地を除く)。

- ① 意志の表明がない(意向調査票の返送がない、返送があっても回答がないなど)場合で、6箇月経過した日においても、その農業上の利用の増進が図られていない場合
- ② 意向内容が、農業上の利用を行う意志がない意向の場合
- ③ 6箇月以内に、表明した意向内容どおりに実施していない場合

なお、勧告が行われると固定資産税額が増えることとなりますので、十分ご注意ください。

## 農地の適正かつ効率的な管理について（農地法第2条の2）

農地法には、『農地について所有権又は、賃借権などの権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。』という責務規定が盛り込まれています。

この規定により、農地を耕作せず放置することなどは許されず、荒れたままなどにすれば、遊休農地に認定されて農業委員会の指導・勧告を受けたりすることもあります。



## 農地に関する相談は地元の農業委員へ

各地区（表1の区域）の農業委員は次のとおりです。（任期：平成29年7月19日）

担当地区	氏名	電話番号
城東・中央・鶴城・城北・城南・城西・東津山・西苦田・東苦田	大山 正志	090-8715-7838
	木下 稔	090-3639-6418
高倉・神庭・滝尾・高野・成名・近長(字八ヶ原・丸山・南丸山の区域を除く)	小島 仁太郎	26-1745
	鈴木 幸一郎	29-1886
	神田 圭介	26-1682
	福山 辰成	090-5695-9672
	森本 政孝	29-2507
二宮・院庄・佐良山・福岡・福南	日笠 治郎	090-8363-5539
	福田 信吾	090-3746-3059
広野・大崎・河辺・近長(字八ヶ原・丸山・南丸山の区域)	井家上 淑子	090-5706-0145
	目瀬 公康	090-3631-0146
	本山 寛文	26-2709
田邑・一宮・高田	池田 幸正	090-5702-7041
	勝山 修	090-3636-5282
	長森 健樹	27-0868
加茂・阿波	竹内 隆一	42-2948
	只友 良春	090-8069-9833
	寺元 久郎	090-8249-9112
	南都 芳明	090-6838-2171
	山下 英男	090-7546-4267

担当地区	氏名	電話番号
勝北	赤堀 康弘	090-2292-7774
	内田 増美	36-5446
	尾島 宏明	36-4741
	川崎 久夫	090-2001-6031
	平田 行男	090-3746-8243
久米	植本 幸男	090-3636-5301
	太田 裕恭	57-9988
	河本 廣道	57-9233
	松岡 兆人	57-2802
選任委員	JA推薦	坂本 道治 090-7972-9668 内藤 修 090-4696-8470
	土地改良区推薦	石本 恵二 28-1238
	議会推薦	溝口 節子 26-1550

## 農業者年金の加入推進について

農業者年金は、国民年金（基礎年金）に上乗せした公的な年金制度です。将来受給する年金を自らが積み立てる方式で、生活や収入にあわせて、額の変更や休止も可能です。

農業委員会では、安心して豊かな老後のくらしのために、農業者年金への加入を推進しています。

### 農業従事者なら誰でも加入できます

60歳未満の国民年金の第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事する方であれば、どなたでも加入できます。

### 終身年金で80歳までの保証付きです

仮に受給者の方が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取るはずだった金額が死亡一時金として、遺族に支給されます。

※ 受給者の方が亡くなられた場合には、最寄りの農業協同組合に届出ください。

### 税制面での優遇措置があります

保険料は全額、社会保険料控除の対象となります。年金給付についても、公的年金等控除の対象になります。

### 担い手の方へ保険料の手厚い国庫補助があります

認定農業者等、一定の要件を備えた意欲ある担い手に対し、保険料（月2万円）の2割・3割または5割の国庫補助（政策支援）があります。



### 農業者年金についてのお問い合わせは

津山市農業委員会 ☎ 0868-32-2159  
津山農業協同組合 ☎ 0868-22-8061  
勝英農業協同組合 ☎ 0868-72-1341 まで